

2022年11月22日

お客様 各位

株式会社東急コミュニティー
代表取締役社長 木村 昌平



「マンションの管理の適正化の推進に関する法律」に基づく監督処分につきまして

謹啓 時下益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は弊社業務に関し、格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

この度、2022年11月22日付で、国土交通省関東地方整備局より、下記に記載の処分理由により、監督処分を受けましたので、事案の詳細含め、ご報告申し上げます。本件事案の把握後、対象となりました管理組合様には、お詫びを申し上げ、事案の詳細報告と併せ、損害の補填を行わせていただいております。

弊社と致しましては、この度の監督処分を厳粛に受け止め、深く反省するとともに、お客様ならびに関係者の皆様に多大なるご迷惑をお掛け致しましたこと、衷心よりお詫び申し上げます。

既に社員教育と併せ、再発防止策の実施を行わせていただいておりますが、今後もより一層コンプライアンスの強化を図り、お客様の信頼回復に向け取り組んでまいりますので、引き続き、ご指導、ご鞭撻を賜りますよう、お願い申し上げます。

謹白

記

1. 事案詳細

弊社が管理業務を受託させて頂いている管理組合様（1件）において、弊社が雇用を致しておりました管理員及び弊社が清掃業務を再委託している清掃会社雇用の清掃員が、本来管理組合の収入となる資源物（アルミ缶）売却代金の不正取得を行っておりました。このことにより、管理組合財産に損害を与えました。

2. 国土交通省監督処分内容

- (1) 処分年月日 : 2022年11月22日
- (2) 根拠法令 : マンションの管理の適正化の推進に関する法律第81条第1号
- (3) 処分内容 : 指示処分

今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも、以下の事項について必要な措置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。

- ② 法及び関係法令等の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し、継続的に実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。
- ④ 今回の違反行為を踏まえ、適切な再発防止策を策定し、継続的に実施すること。

(4) 処分理由 : 弊社が管理事務を受託している管理組合において、管理組合財産を、弊社の元従業員等による着服により毀損し、当該管理組合に損害を与えたもの。

3. 同様事案の有無

本件事案発覚を受け、貴管理組合含む全管理組合様に関する資源ゴミの取り扱い状況を確認致しました結果、同様事案の発生はございませんでした。弊社と致しましては、再発防止策の徹底を図り、お客様の信頼回復に向け取り組んでまいります。

以上